

第1章 総則（第1条－第4条）

第1条関係（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

【解釈】

- 1 本条は、この条例の目的を定めるものであって、条例全般にわたる解釈及び運用の指針となるものである。
- 2 この条例は、憲法第21条に由来する市民の「知る権利」を具体化する意味を持つものであり、また、地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするためには、市が保有する情報は、市民に公開される必要があるとの認識のもと、「住民自治の理念」及び「知る権利」を目的に明記したものである。
- 3 「公文書の公開を請求する市民の権利」とは、市（実施機関）が保有する公文書の公開を求める市民の権利をいい、市は、条例に定める要件を満たした公開請求に応じる条例上の義務がある。
- 4 「情報公開の総合的な推進」とは、公文書公開制度の充実とともに、情報公表施策及び情報提供施策を整備拡充することにより、市が保有する情報の公開を総合的に進めていく趣旨である。
- 5 「市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにする」とは、市民から市政を信託された市が、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくという趣旨である。
- 6 「市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資する」とは、市政に関する情報を広く公開することにより、市政の主権者である市民において、市政に対する的確な認識と評価に基づく意思形成が可能となり、市政を監視できるとともに、積極的な市政への参加も可能となることから、情報公開制度は「住民自治」にとって不可欠な制度であるという趣旨を述べたものである。

【運用】

1 公文書公開制度の意義

公文書公開制度は、市民からの請求に応じて、市に、その保有する公文書の公開を義務付けることに意義がある。したがって、市民の公開請求権に基づく制度であるという点において、一般的な情報公表・提供施策とは異なる。公文書公開制度においては、公開をしない旨の決定は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合にしか行えず、さらに、公開をしない旨の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求や行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟の提起といった法的な救済手段が保障されている。

2 情報公開の総合的な推進

公文書公開制度は、民主主義の発展に大きな影響を持つものであるが、制度上の限

界もある。すなわち、市民が公開請求をしない限り公開されないこと、また、公開の対象は、公文書そのものであり、分かりやすく加工された情報でないところから、必ずしも市民にとって理解しやすいものではないこと、さらに、公開請求者にのみ提供されるということから、その広報的効果は期待できないことなどである。そこで、情報公開を総合的に推進することを条例上明記し、公開請求を待つことなく各種の情報を積極的に公表・提供することにより、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように取り扱うものとする。

第2条第1号関係（実施機関）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社をいう。

【解釈】

1 本号は、この条例により公文書の公開を実施する機関を定めたものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）により、独立して事務を執行し、管理する市長、議長、行政委員会、監査委員、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社を実施機関と定めたものである。

2 地方独立行政法人福岡市立病院機構は、地方独立行政法人法の規定に基づき、公共性の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するために、地方公共団体から別の法人格を与えられて設立される団体である。

また、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、地方自治法に規定する執行機関ではなく、いわゆる地方三公社と呼ばれ、地方公共団体とは独立した法人である。

しかしながら、地方独立行政法人福岡市立病院機構及び地方三公社は、特別法により設立され、その出資者は地方公共団体に限定されており、法人の業務執行に関する最高責任者である理事長等は、設立団体である地方公共団体の長によって任命されることとされている。

地方独立行政法人及び地方三公社の出資者が地方公共団体に限定されていることは、その事業内容が地方公共団体に準ずる公共性を有していることを意味するものであり、地方独立行政法人及び地方三公社の理事長等が地方公共団体の長により任命されることは、その組織上の最も根幹的な部分を地方公共団体が統制することを意味している。

このようなことを考慮すれば、本市が設立した地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社については、市と同様に、その諸活動を支える資金の出資者である納税者、すなわち市民に対して説明責任を負うべき存在であると考えられることから、条例上の実施機関としたものである。

第2条第2号関係（公文書）

(2) 公文書 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

【解釈】

- 1 本号は、公開請求の対象となる公文書（組織共用文書）の概念を明らかにし、その範囲を定めたものである。
- 2 「実施機関の職員」とは、実施機関に属し、その指揮命令と監督の下にあるすべての職員であり、一般職のみならず、特別職の地方公務員も含まれる。議員、附属機関等の委員、民生委員等は、「職員」には該当しない。
- 3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。
- 4 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。
- 5 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。
- 6 「保有」とは、「所持」の意味であり、「所持」とは物を事実上支配している状態をいう。また、公開請求の時点では所持していなくても、公開決定等をする時点で所持していれば、公開請求の対象公文書として取り扱うことができる。
- 7 ただし書は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、公開請求の対象となる公文書から除く旨を規定している。

【運用】

1 組織共用文書の範囲

(1) 職員が職務上作成した文書等

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保有されているものをいう。

具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

- ① 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。
- ② 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって、当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。
- ③ 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果たす観点から、作成した文書等が職員の個人的検討の段階を離れ、課長等の関与を経て組織的に用いる文書等としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

イ 組織において利用可能な状態で保有されているもの

- ① 一般的には、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年福岡市規則第82号）の規定等により管理・保存されている文書等が該当するが、共用のファイリングキャビネットや書庫等に保存されているものは、当該規則等の規定によらないものであっても、「組織において利用可能な状態で保有されているもの」とみなす。
- ② 「保有されているもの」には、回議中の文書等及び職務上の内部検討の途上にある文書等を含む。

<具体例>

- a 決裁等の手続が終了した文書
- b 決裁等の手続の途中の文書（ただし、課長等の関与を経ているものに限る。）
- c 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等
- d 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料
- e 局をまたがる関係部課長会その他課以上の組織をまたがる会議、打合せ等に提出された資料
- f 庁議等に提出された資料
- g 審議会、懇談会等の資料
- h 対外的な会議、説明会、打合せ等の資料
- i 事務マニュアル、業務日程表等組織的に利用する文書

(2) 職員が職務上取得した文書等

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保有されているものをいう。

具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも收受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書等や第39条第3項及び第4項の規定に基づき出資法人等から提出された文書などは、配布又は提出された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保有されているもの

上記(1)イに同じ。

<具体例>

- a 供覧の手続が終了した文書

- b 供覧の手續の途中の文書
- c 申請書、届出書、報告書等（実施機関へ提出された時点で対象となる。）
- d 委託契約等の成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 業務用システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等については、実施機関が組織的に利用・保存されているものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

イ CD-R等に記録された電磁的記録

パソコン等で作成された電磁的記録で、CD-Rやハードディスク等（以下「CD-R等」という。）に記録されたものについては、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

ただし、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的又は手段的に作成した電磁的記録については、組織共用文書には当たらない。

<具体例>

- a 統計処理等数的処理のために利用しているデータ
- b 台帳、事例集等のデータベース

第2条第3号関係（独立行政法人等）

(3) 独立行政法人等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

【解釈】

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する法人については、国民生活や社会経済の安定等に密接に係わる事務事業を遂行しているため、同法において、当該法人自らがその諸活動について、国民に対して説明責任を有することとされている。したがって、この条例においても、一般の法人とは異なり、国や地方公共団体と同様に取り扱うことが適当であるため、本号において定義したものである。

なお、次号に規定した地方独立行政法人についても、同様の理由による。

第2条第4号関係（地方独立行政法人）

(4) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

第2条第5号関係（地方三公社）

(5) 地方三公社 次に掲げる法人をいう。

- ア 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社
- イ 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社
- ウ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社

【解釈】

第2条第1号の解釈に記載のとおり、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、いわゆる地方三公社と呼ばれ、特別法により設立され、その出資者は地方公共団体に限定されており、法人の業務執行に関する最高責任者である理事長等は、設立団体である地方公共団体の長によって任命されることとされていることから、国における独立行政法人等と類似の性格を有する法人であると認められる。したがって、この条例においては、行政独立法人等と同様に、一般の法人とは異なり、国や地方公共団体と同様に取り扱うことが適当であるため、本号において定義したものである。

第3条関係（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【解釈】

- 1 本条は、条例の解釈及び運用に関する実施機関の責務を定めたものである。
- 2 「この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重する」とは、実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に係る公文書については、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという公文書の原則公開の観点から、この条例全体を解釈・運用しなければならないとする趣旨である。
- 3 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とは、公開を原則とする情報公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、基本的人権の尊重という観点から最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にしてはならないことを明らかにしたものである。

第4条関係（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を請求する権利を行使しようとする者は、当該権利の行使が濫用とならないよう努めなければならない。

【解釈】

- 1 およそ権利を有する者は、その権利を信義に従い誠実に行使しなければならず、いやしくも権利の行使が濫用となるようなことがあってはならない（民法（明治29年法律第89号）第1条第2項及び第3項）。本条は、この権利濫用の禁止等の一般法理は、公文書の公開を請求する権利についても適用され、公文書の公開を請求しようとする者の責務として確認的に規定したものである。
- 2 公文書の公開を請求する権利を行使しようとする者は、「市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資する」という条例の目的を踏まえ、当該権利の行

使が濫用とならないよう努めなければならない。

【運用】

大量の公文書を公開請求しながら、正当な理由なく閲覧しないというようなことを繰り返す場合など、社会通念上著しく妥当性を欠く公開請求については、権利濫用の禁止等の一般法理により対処するものとする。

第2章 公文書の公開（第5条—第19条）

第5条関係（公開請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

【解釈】

- 1 本条は、経済活動の広域化、情報化の進展等に鑑み、市民のみならず、本市の行政活動に関心を有するすべての者に対して、広く公開請求権を認める趣旨である。
- 2 「何人」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第29条の規定により訴訟当事者適格が認められる「法人でない社団又は財団」も含まれる。

第6条関係（公開請求の手続）

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規定により市長が制定する規則をいう。第41条を除き、以下同じ。）で定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【解釈】

- 1 第1項は、公文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、公開請求は、本項各号に定める事項を記載した書面（「公開請求書」）を提出してしなければならない旨を規定している。（書面主義）
- 2 第1項第1号の「法人その他の団体」とは、会社、公益法人等の法人のみならず自治会、商店会、消費者団体、PTA等の法人ではないが団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ、代表者が定められているもの（団体としての実態を備えたもの）を含む趣旨である。
- 3 第1項第2号の「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」には、公開請求者が公文書の名称を明記することができない場合は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。
- 4 第1項第3号の「規則で定める事項」は、次の2つである。
 - (1) 公開請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先）
 - (2) 公文書の公開の方法

5 第2項は、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

(1) 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり公開請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。また、公開請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の公文書の名称等であって、本来外国語で記載されるべき場合を除く。）も形式上の不備に当たる。

(2) 「相当の期間」とは、公開請求者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。

(3) 「補正の参考となる情報」とは、文書分類表、文書管理台帳その他の公文書の検索に必要な資料をいう。

【運用】

公開請求者は、一般に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。

したがって、実施機関は、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供し、又は当該公開請求者と連絡を取り合い、公開請求の趣旨を十分に確認するなど、当該公開請求者の利便を考慮した適切な措置を講じる必要がある。（第42条参照）

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第3条 公文書公開請求書の提出

福岡市情報公開事務取扱要綱

第3 公開請求の窓口

第5 公文書の公開請求

1 事前相談

2 公開請求の受付

第7条本文関係（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【解釈】

1 本条は、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に本条各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないという公文書の原則公開の考え方を定めたものである。

2 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合の実施機関の義務については特に定めていないが、非公開情報は、公開することの利益と非公開とすることにより保護すべき個人のプライバシー、法人等の正当な利益、行政運営の適正な遂行の利益等との調整を図るものであるから、第9条（公益上の理由による裁量的公開）

の規定の反対解釈として、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるとき」以外
は公開してはならない。

【運用】

1 本条と守秘義務との関係

- (1) 本条は、非公開情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、地方公務員は職務上知り得た秘密を守らなければならないという服務規律を定めたものであり、両者は趣旨及び目的を異にしている。地方公務員法第34条その他行政機関の職員に守秘義務を課す規定において「秘密」とは、通常、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるもの（実質秘）をいい、この実質秘の範囲は、必ずしも当該規定により具体的に定められていない。本条は、実質秘の範囲を判断するに当たって基準となるものであり、したがって、公文書公開制度における非公開情報と守秘義務における実質秘とは、その対象となる情報は重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではない。
- (2) 本条各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断するものである。この条例に基づき適法に公開する限りにおいては、原則として守秘義務違反とはならない。公開決定等に係る最終決裁権者が、実質秘を漏らす意図で故意に非公開情報の解釈を誤る場合等の特殊なケースは、例外的に守秘義務違反が問題となり得る。

2 本条と法令との関係

地方自治法第100条、民事訴訟法第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、公文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号との関係についても、両者はその趣旨及び目的を異にするものであり、本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求の諾否の理由とすることはできない。法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定の適用の有無等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定するものとする。

第7条第1号関係（個人情報）

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

【解釈】

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報などが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。
- 2 プライバシーの具体的内容は、法的にも、又は社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開とした。その一方で、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、本号ただし書により例外的に非公開情報から除くこととした。
- 3 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。
- 4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第2号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であるため、同号で判断することとし、本号の個人情報の範囲から除外した。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報、本号により、公開又は非公開の判断を行う。
- 5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要である。

一般的に、照合の対象となる「他の情報」は、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいう。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、「他の情報」に含めて考える必要はない。

ただし、公開請求者が、当該個人の近親者や地域住民である場合など、当該個人と特定の関係を有するものであることから、特に保有している情報等については、当該個人情報の性質や内容等（例えば、当該個人情報が個人の思想・信条、病歴、犯罪歴などのプライバシー性の高い情報である場合等）によっては、プライバシー保護の観点から、例外的に「他の情報」に含めて解釈する必要がある。

- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わ

る情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

7 たゞし書のアは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開とする情報から除外することを定めたものである。

(1) 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいう。

「法令等」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例をいう。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

(2) 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。ある情報と同種の情報公にされている場合に、当該情報のみを公にしないとする合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上、通例として公にされるものも含む。

8 たゞし書のイは、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る場合には、当該個人情報公にする必要性・正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実には人の生命、身体等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含む。

なお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護以外の公益との調整は、第9条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により図られる。

9 たゞし書のウは、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。

なお、国家公務員から「行政執行法人」を除外しているのは、同法人は独立行政法人ではあるが、その役員及び職員は国家公務員とされているため（独立行政法人通則法第51条）、規定の重複を避けるためである。

(1) 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

(2) 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や人事管理上の健康情報、休暇情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

(3) 「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。」とは、公務員等の職務の遂行に係る情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該公務

員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を非公開とする趣旨である。

なお、職務遂行の内容に係る情報であるにもかかわらず、公務員の職及び氏名を非公開とする場合は、安易に非公開範囲を広げることがないように、厳格に運用を行う必要がある。

【運用】

1 個人情報記録された公文書の一般的な取扱い

個人情報は、一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与えるおそれがある。そこで、本号の運用に当たっては、条例第3条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱うものとする。

2 死者の個人情報の取扱い

「個人」には、死亡した個人も含まれる。

3 個人情報に対する本人公開の取扱い

本号は、個人に関する一切の情報は非公開を原則とする趣旨である。したがって、公開請求者が自己に関する情報について公開請求をした場合は、自己情報の開示請求については個人情報保護法の定めるところによることを十分説明し、それでもなお、公開請求者が情報公開制度による公開請求をする意思を主張するときは、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱う。

第7条第2号関係（法人等事業情報）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【解釈】

1 本号のアは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保護しようとする趣旨であり、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

2 本号のイは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件で任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

3 本号ただし書は、本条第1号ただし書イと同様の趣旨から、公にすることにより害

されるおそれがある法人等又は事業を営む個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、本号ア又はイに該当する場合であっても、公開しなければならないこととするものである。現実に人の生命、身体等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合を含む。また、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、身体等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、身体等に対する被害等の発生が予測される場合も含む。

- 4 「法人その他の団体」とは、第6条第1項第1号の「法人その他の団体」と同義である。
- 5 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に関する一切の情報をいう。
なお、当該事業活動と関係のない個人に関する情報は、本号には該当せず、本条第1号（個人情報）の規定により判断する。
- 6 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。
- 7 「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味する。その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。
また、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。
- 8 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - (3) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を明らかに害すると認められる情報
- 9 「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないと条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。法人等又は事業を営む個人が自発的に情報を提供した場合や実施機関において当該情報の提供を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提供させた場合は、本号には該当しない。

「条件」については、実施機関の側から申し入れる場合と法人等又は事業を営む個人の側から申し入れる場合とを問わない。

- 10 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。
- 11 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、提供後の事情の変更も考慮することとする趣旨である。

【運用】

公開請求の対象となった情報の中に法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に関する情報が含まれている場合については、本号によって保護される利益は法人等又は事業を営む個人の法的保護に値する事業活動の自由であることから、このような情報の有無は、「正当な利益を害するおそれ」があるか否かの判断に原則として影響を与えるものではない。

ただし、公文書公開制度による公開が、制裁的氏名公表制度（行政上の義務違反者に対する制裁として行政が当該義務違反者の氏名を公表する制度をいう。）の代替的な利用と認められるような例外的な場合は、一定の配慮をする必要がある。

第7条第3号関係（生命等保護情報）

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【解釈】

- 1 本号は、公にすることにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。
- 2 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、例えば、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいう。
- 3 「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。
- 4 「犯罪の捜査に支障を及ぼす」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらの情報を公にすることにより、捜査の遂行が困難となる場合等をいう。
- 5 「その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、公にすることにより、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、又は社会的差別を助長するような結果が発生するおそれのある情報をいう。

第7条第4号関係（審議、検討又は協議に関する情報）

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解釈】

- 1 本号は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、非公開情報としての要件を定めるものである。
- 2 行政における意思決定は、通常は審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、このような行政の意思形成過程あるいは政策形成過程の情報については、住民自治の理念にのっとり市の説明責任を全うするためには、原則として行政が積極的に公表し、市民との情報の共有化を図るべきものである。
しかしながら、行政におけるこれらの情報の中には、公にすると、外部からの干渉、圧力等を受けることとなり、行政内部の自由かつ率直な意見の交換が不当に妨げられ、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものや、未だ未成熟な情報であるにもかかわらず、確定した情報と誤解されて市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがある。
そこで、本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から、これらの情報については、非公開とすることとしたものである。
- 3 「市の機関」とは、執行機関及びその補助機関又は附属機関、議決機関その他の本市のすべての機関をいう。
- 4 「市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間」とは、次の場合をいう。
 - (1) 市の機関の内部
 - (2) 国等の内部
 - (3) 市の機関の相互間（市長部局と行政委員会の相互間等）
 - (4) 市の機関と国等の相互間
 - (5) 国等の相互間
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある場合とは、例えば、次のような場合をいう。
 - (1) 審査請求の審査、あっせん、調停その他の紛争処理に関する情報など中立性が強く要請される審議、検討等に関する情報が公にされることにより、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがある場合
 - (2) 審議、検討又は協議の場における発言内容が公にされることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合
- 6 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある場合とは、例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれるため、国において取引の規制が検討されている段階で、その検討情報が公にされることにより、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合

れがある場合等をいう。

なお、「混乱」という文言は、抽象的・評価的であるため、拡大的に解釈され得ることから、本号の適用に当たっては、恣意的な解釈を厳に慎み、特に限定的に運用する必要がある。

- 7 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合とは、例えば、次のような場合をいう。
 - (1) 施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公にされることにより、投機を助長し、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合
 - (2) 違法行為の事実関係に関する調査内容などが公にされることにより、結果的に違法又は不当な行為を行っていない者に不利益を及ぼすおそれがある場合
- 8 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。
- 9 「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

第7条第5号関係（行政運営情報）

- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

【解釈】

- 1 本号は、公にすることにより、市の機関又は国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非公開とすることを定めたものである。
- 2 「市の機関又は国等が行う事務又は事業」とは、本号のアからエまでにおいて例示された事務事業のほか、市の機関又は国等が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ非公開とすることができる趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務事業が反復される場合の将来の事務事業も含まれる。
- 4 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえな

い程度のもをいう。

「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

「支障」の程度については、特に本号の本文は、本号のアからエまでにおいて例示された事務事業を除いて、本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方三公社が遂行するすべての事務事業が対象となることから、多種多様な事務事業を想定して、「著しい」という文言を使用していないが、本号のアからエまでの規定の解釈等を勘案すれば、軽微な支障では足りず、相当程度の重大性が求められる。

「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

本号は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、該当性の判断に当たっては、客観的に行う必要がある。

5 本号のアからエまでに掲げた事務事業ごとの支障は、本市又は国等に共通に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものである。

6 本号のアについて

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実について評価、判断等を加えて、一定の決定を行うことが想定される事務である。

(2) 「監査、検査」とは、監察的見地から事務事業の執行、財産の状況等の適否を明らかにするために、又は法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級等の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。例えば、監査委員による監査などがこれに当たる。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法又は適正な状態を確保することをいう。

(4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(5) 「租税」とは、国又は地方公共団体が特別の役務に対する反対給付としてではなく、その経費に充てるための財力取得の目的で、その課税権に基づいて一般国民に対して一方的・強制的に賦課し、徴収する金銭給付をいう。

(6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある場合とは、例えば、監査、検査若しくは取締りの手法、重点項目等又は各種試験の採点基準、実施前の試験問題等が明らかになることによって、当該監査等又は当該試験の受験者の能力に係る正確な事実の把握を困難にするおそれがある場合等をいう。

7 本号のイについて

(1) 「契約、交渉又は争訟に係る事務」は、自己の意思により又は訴訟手続上、当事者が対等な立場で行動することが必要であり、本市や国等が一方の当事者となる場合に、本市や国等の当事者としての利益を保護する必要がある。

(2) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(3) 「交渉」とは、当事者が対等な立場で、相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(4) 「争訟」とは、法律関係の存在若しくは形成に関する相対立する当事者間の具体的な争い又はそれを解決する手段をいう。例えば、訴訟、行政不服審査法やその他の法令に基づく審査請求等がこれに当たる。

(5) 「市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ」がある場合とは、例えば、次のような場合をいう。

① 競争入札に関する情報等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

② 交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合

8 本号のウについて

(1) 本市や国等が行う調査研究の成果については、社会、市民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要であることから、これらの利益を保護する必要がある。

(2) 「その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ」とは、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などを、一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に、又は広く市民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合又は従事する職員の自由な発想、創意工夫、研究意欲等が不当に妨げられ、能率的な遂行を著しく阻害するおそれがある場合等をいう。

9 本号のエについて

(1) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。

(2) 「公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」とは、例えば、勤務評定、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合等をいう。

第7条第6号関係（法令秘情報）

(6) 法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【解釈】

1 本号は、法令等若しくは本市の議会の会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。

2 「法令等」とは、第7条第1号アの「法令等」と同義である。

3 「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示」とは、法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による指示など、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。

また、「指示」とは、書面により明確に示されたものをいう。

4 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

第8条関係（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解釈】

- 1 第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を削除し、当該非公開情報に係る部分以外の部分について公開をすることを定めたものである。
- 2 「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」とは、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書中の非公開情報に係る部分を記録した状態や、当該公文書の種別に応じた技術的な分離可能性等から判断して容易である場合をいう。
- 3 「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていない」とは、例えば、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分を区分して除くと、公開される部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等をいう。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、この情報も併せて判断する必要がある。

- 4 第2項は、公開請求に係る公文書の全部又は一部に第7条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合に、個人識別性のある部分（例えば氏名や住所）とそれ以外の部分（例えば当該個人の行動記録）とを区分して取り扱うべきこと及びその場合において非公開とする範囲について定めたものである。
- 5 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人のプライバシーなどの正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。
- 6 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第7条第1号の個人情報には含まれないものとみなして公開しなければならないとする趣旨である。

なお、氏名、住所等を削除したとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

第9条関係（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第6号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【解釈】

- 1 本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。
- 2 第7条第6号（法令秘情報）については、法令等によって公開が禁止されている情報であり、実施機関の裁量の余地がないものであるから、裁量的公開の対象から除外する。
- 3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条第1号（個人情報）のただし書イ又は同条第2号（法人等事業情報）のただし書の規定による人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護など、個人を基本とした法益保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的・公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合をいう。

第10条関係（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を福岡市情報公開審査会に報告しなければならない。

【解釈】

- 1 公開請求に対しては当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、第1項は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定個人の病歴、特定企業の技術開発、犯罪の内偵捜査等に関する情報に係る公開請求に対して、当該公文書は存在するが非公開とするという回答又は当該公文書は存在しないという回答をすることによって、当該事実の有無が明らかとなり、非公開情報によって保護される利益が害される場合等をいう。
- 3 第2項は、第1項が公開請求に対する応答の例外規定であることから、その妥当性を適切に判断し、同項の適正な運用を確保するため、実施機関が同項を適用したときには、福岡市情報公開審査会への事後報告を義務付けたものである。

【運用】

- 1 本条により公開請求を拒否するときは、第11条第2項の公開しない旨の決定をするものとする。実施機関は、この場合においても第14条第1項の規定により、可能な限

り、必要かつ十分な拒否理由の提示をするものとする。

- 2 存否応答拒否をする必要がある公文書については、当該公文書が実際には存在しない場合であっても、不存在であることを明らかにせず、存否応答拒否をするものとする。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第4条 公開請求を拒否したときの報告の方法

第11条関係（公開請求に対する決定等）

- 第11条** 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨並びに公開を実施する日時及び場所その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、公開請求に係る公文書を保有していないことを理由として前項の決定及び通知をしたときは、公開請求者の求めに応じて、当該公開請求の趣旨に沿う内容の情報を提供するように努めなければならない。

【解釈】

- 1 第1項及び第2項は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び公文書を保有していないことを理由とする場合についても、非公開決定処分として明確に位置付ける旨を定めたものである。
- 2 実施機関は、公開請求があったときは、不適法な公開請求を除き、第1項の公開決定又は第2項の公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定のいずれかをしなければならない。
- 3 第3項は、「市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにする」という条例の目的に鑑み、実施機関が公文書を保有していないことを理由に非公開決定をしたときには、公開請求者の求めに応じて、当該公開請求の趣旨に沿う内容の情報を提供する努力義務を定めたものである。

【運用】

不適法な公開請求とは、条例に定める要件を欠く公開請求をいい、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 公開請求に係る公文書が、第2条第2号ただし書に該当するものである場合その他この条例の公文書の公開に関する規定の適用を受けないものである場合
- (2) 公開請求書に形式上の不備があるため、実施機関が第6条第2項の規定により相当の期間を定めて公開請求者に補正を求めたにもかかわらず、公開請求者がその期間内に補正に応じない場合

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第5条 公文書公開決定通知書等

福岡市情報公開事務取扱要綱

第6 公開決定等の事務

- 1 公文書の特定
- 4 協議等
- 6 公開決定等に係る通知書の記載方法
- 7 公開決定等に係る通知書の送付

第12条関係（公開決定等の期限）

- 第12条** 前条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
 - 3 前2項に規定する期間の計算に当たっては、福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条第1項に規定する本市の休日は、算入しないものとする。

【解釈】

- 1 本条は、公開請求に対する実施機関の応答の期限について定めたものである。
- 2 第1項は、公開請求に対して、実施機関が当該公開請求があった日の翌日から起算して7日以内に第11条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならないことを義務付けたものである。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合における当該補正に要した日数及び本条第3項の本市の休日は、当該期間に算入されない。
- 3 第2項は、第1項の期間を例外的に延長できる場合を定めたものである。
なお、この期間延長は、再度行うことはできないものとする。
- 4 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、概ね次のような場合をいう。
 - (1) 一度に多くの種類の公開請求があり、公開請求に係る公文書を短期間に検索することが困難であるとき、又は公開請求のあった公文書の内容が複雑で、期間内に公開決定等をするのが困難であるとき。
 - (2) 公開請求があった公文書に第三者（市、国等及び公開請求者以外の者）に関する情報が記録されているため、第16条の規定により当該情報に係る第三者の意見を聴く必要があり、期間内に公開決定等をするのが困難であるとき。
 - (3) 第39条第1項に規定する出資法人等に係る公開請求に対して、実施機関が同条第3項の規定により当該出資法人等に公開請求に係る文書の提出を求める必要があり、期間内に公開決定等をするのが困難であるとき。

- (4) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、期間内に公開決定等をするのが困難であるとき。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第6条 公文書公開決定等の期間延長通知書等

福岡市情報公開事務取扱要綱

第5 公文書の公開請求

3 受付後の公開請求書の取扱い

第6 公開決定等の事務

2 決定期間の延長

福岡市の休日を定める条例

(本市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、本市の休日とし、本市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、本市の休日に本市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

第13条関係（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第2項に規定する期間内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【解釈】

- 1 本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、第12条第2項の期間内(公開請求があった日の翌日から起算して本市の休日を除き20日以内)にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合における公開決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 「公開請求に係る公文書が著しく大量である」とは、公開請求を処理する部署において、公開決定等に関する事務を第12条第2項の期間内に処理しようとする、当該部署のその他の事務の遂行に著しい支障が生じる程の量をいう。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生じる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務

上看過しえない支障をいう。

- 4 「相当の部分」とは、本条が、公開請求に係る公文書について公開決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が第12条第2項の期間内に努力して処理することができる部分であって、公開請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。
- 5 「相当の期間」とは、残りの公文書について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- 6 「本条を適用する旨及びその理由」には、公開請求に係る公文書が著しく大量であること、第12条第2項の期間内にそのすべてについて公開決定等を行うことが、その他の事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第6条 公文書公開決定等の期間延長通知書等

福岡市情報公開事務取扱要綱

第6 公開決定等の事務

2 決定期間の延長

第14条関係（理由の提示等）

- 第14条** 実施機関は、第11条第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 2 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る公文書が、当該公文書の一部又は全部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその一部又は全部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

【解釈】

- 1 第1項は、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しないときは、理由の提示が必要であること、また、その場合は、公開しない根拠規定及びこれを適用する事由を客観的に理解できる程度に記載しなければならないことを定めたものである。
- 2 非公開に関する理由の提示は、実施機関の慎重かつ公正な判断を確保し、及び非公開の理由を公開請求者に知らせるために求められるものであり、公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しない旨の決定を適法にするための要件である。したがって、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、当該決定は瑕疵ある行政処分となるため、実施機関は、第1項の趣旨に即し、非公開の理由を明確に付記する必要がある。
- 3 「第11条第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しないとき」には、第10条第1項の規定により存否応答拒否をするとき及び公文書

を保有していないときも含まれる。

- 4 存否応答拒否をする場合の理由は、当該公開請求に係る公文書が仮に存在するとした場合に、どの非公開条項に該当し、当該公文書の存否を明らかにすることがなぜ非公開情報を公開することとなるのかを示さなければならない。
- 5 公文書を保有していない理由としては、不作成、未取得、廃棄等がある。
- 6 第2項は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合に、当該公文書の一部又は全部を公開しない旨の決定の日から1年以内に非公開情報に該当する事由が消滅し、当該公文書を公開することができるようになることが明らかであるときは、実施機関はその旨を公開請求者に通知することを定めたものである。

第15条関係（事案の移送）

- 第15条** 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【解釈】

- 1 第1項は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、又は公開請求に係る公文書に他の実施機関の事務に密接に関連する情報が記録されている場合において、他の実施機関に処理を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができるときなど、他の実施機関で公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。
- 2 「他の実施機関と協議の上」とは、事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に行うとする趣旨である。
- 3 第2項は、事案の移送によって、公開請求者に不利益とならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなすこととしている。したがって、公開決定等の期限は、移送をした実施機関に公開請求があった日の翌日から起算する。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第7条 事案移送通知書

福岡市情報公開事務取扱要綱

第6 公開決定等の事務

3 事案の移送

第16条関係（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第16条** 公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外の者（以下この条、第21条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【解釈】

- 1 第1項は、公開請求に係る公文書に第三者（市、国等及び公開請求者以外の者）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、慎重かつ公正な公開決定等を確保する観点から、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を付与することができる旨を定めたものである。ただし、第1項は、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を付与することを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、公開決定等についての同意権を与えたものでもない。
- 2 第2項は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第7条第1号（個人情報）のただし書イ又は同条第2号（法人等事業情報）のただし書の規定により公開しようとするときは、第三者に対して適正な行政手続を保障する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めたものである。
- 3 第3項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を付与された第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が公開決定をするときは、反対意見書を提出した第三者が、公文書の公開決定の取消しを求める争訟を提起し、公開の執行停止の申立てを行うなど、法的な救済手続を講ずる機会を確保する趣旨である。
- 4 「公開決定の日と公開を実施する日との間」の期間には、公開決定の日と公開を実施する日は含まれない。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第8条 第三者保護に関する手続

福岡市情報公開事務取扱要綱

第7 第三者に関する情報の取扱い

- 1 第三者に対する意見照会
- 2 公開決定をした旨の通知

第17条関係（公開の実施）

第17条 公文書の公開は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについてはその種別に応じて、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、それぞれ規則で定める方法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

3 実施機関は、公文書の公開の実施に当たっては、公開請求者の求めに応じて、当該公文書の内容の理解に資する情報その他当該公開請求の趣旨に沿う内容の情報を提供するよう努めなければならない。

【解釈】

1 第1項は、第11条第1項の規定により公文書の公開決定をした場合における具体的な公開の方法を定めたものである。

2 公文書の種類別の公開の方法は、施行規則において次のとおり定めている。

(1) 文書、図画及び写真については、閲覧又は写しの交付

(2) マイクロフィルムについては、閲覧、視聴又は写しの交付

(3) 写真フィルムについては、閲覧又は写しの交付

(4) スライドについては、視聴又は写しの交付

(5) 電磁的記録

ア 録音テープ及び録音ディスクについては、視聴又は写しの交付

イ ビデオテープ及びビデオディスクについては、視聴又は写しの交付

ウ その他の電磁的記録については、閲覧、視聴又は写しの交付

3 第2項は、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開は、公文書の原本により行うことが原則であるが、例外的に公文書の写しで対応することができる場合を定めたものである。

4 「公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態又は形状から、原本を公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときをいう。

5 「その他合理的な理由があるとき」とは、例えば、次のような場合をいう。

(1) 常用の公文書を公開することにより日常の業務に支障を生じるとき

(2) 公開請求に係る公文書の一部を公開する場合において、当該公文書が大量であるため、又は当該公文書の内容が複雑であるため、非公開部分の被覆作業に著しい時間と手間がかかるとき

- 6 第3項は、「市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにする」という条例の目的に鑑み、実施機関が公文書の公開を実施するに当たって、公文書の内容が複雑又は難解である等の理由により、公開請求者から求められたときは、当該公文書の内容の理解に資する情報その他当該公開請求の趣旨に沿う内容の情報を提供する努力義務を定めたものである。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

- 第9条 公文書の公開の実施場所
第10条 公文書の公開の方法等
別表

福岡市情報公開事務取扱要綱

- 第8 公文書の公開の方法
第9 公文書の公開の実施

第18条関係（費用の負担）

第18条 前条第1項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【解釈】

- 1 本条は、第1条に規定する条例の目的に鑑み、公文書の閲覧又は視聴については無料とし、公文書の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用を公開請求者の負担とすることを定めたものである。
- 2 公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、実費相当額とし、市長が別に定める。

【参考】

福岡市情報公開事務取扱要綱

- 第10 費用の徴収
別表

第19条関係（法令又は他の条例等との調整）

第19条 法令又は他の条例等に、公文書を閲覧し、縦覧し、若しくは視聴し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる旨の規定がある場合（図書館その他の市の施設において、公文書を市民の利用に供している場合を含む。）における当該公文書の公開については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。

【解釈】

- 1 本条は、公文書の公開に関する法令又は他の条例等の規定との調整を定めたものである。
- 2 本条は、法令又は他の条例等によって、公文書の閲覧等の手続が、市民に対し制度

的に保障されている場合には、ことさらこの条例を適用せず、当該法令又は他の条例等に基づく既存の公文書の公開を優先しようという趣旨である。

- 3 「他の条例等」とは、条例、規則、規程、要綱、要領等をいう。ただし、この条例を適用しないことが、第1条の条例の目的に鑑み、合理的であるといえる程度に閲覧等の手続が明確に定められていることが必要であるため、単なる慣行上のものは含まない。

【運用】

- 1 法令又は他の条例等の規定により閲覧等の手続が定められている公文書については、当該閲覧等の手続が定められている限りにおいて、この条例を適用しないものとする。
- 2 他の制度において、閲覧等ができない場合は、法令又は他の条例等がこれを禁止する趣旨でない限り、この条例が適用されるものとする。
- 3 法令又は他の条例等の規定により閲覧等の手続が定められている場合において、閲覧等の期間、請求者の範囲等が限定されているときは、当該限定に係る部分についてのみこの条例が適用されないものである。したがって、当該限定に係る部分以外の部分については、当該法令又は他の条例等の趣旨を踏まえて、公文書の公開請求に応じるか否かを決定するものとする。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等（第19条の2－第22条）

第19条の2関係（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。
2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【解釈】

- 1 本条は、公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作為に対する救済手続として審査請求をすることができること、また、当該審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定を適用除外することを定めたものである。
- 2 第1項は、公開請求に対して実施機関が行う公開決定等及び公開請求に係る実施機関の不作為が行政不服審査法第2条に規定する「処分」及び同法第3条に規定する「不作為」に当たるものとして、これらに対して同法に基づく審査請求が可能であることを明確にしたものである。
- 3 第2項は、行政不服審査法第9条第1項本文において、条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないこととすることができる旨が規定されている。次条の規定により審査会に諮問し、審査会が中立・公正な立場から実質的な審理を行うこととしているため、公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作為に関する審査請求については、審理員による審理手続に関する規定を適用除外することを規定したものである。

第20条関係（審査会への諮問等）

第20条 前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、福岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する福岡市情報公開審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【解釈】

- 1 本条は、審査請求がなされた場合の審査会への諮問の手続等について定めたものである。
- 2 第1項は、公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作為に対する審査請求があった場合には、当該審査請求に係る審査庁に対し、第1号又は第2号に該当する場合を除き、当該審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に福岡市情報公開審査

会へ諮問することを義務付けたものである。

- 3 第1項第1号の「審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査の結果、審査請求適格のない者からの審査請求であるとき、存在しない公開決定等に対する審査請求であるとき、審査請求期間経過後になされた審査請求であるときその他審査請求の要件を欠いている審査請求であるときをいう。
- 4 第1項第2号は、公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該公文書の全部を公開する場合は、第16条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されているときを除き、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。
- 5 第2項は、諮問庁に対し、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重するとともに、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならないことを義務付けたものである。

諮問庁は、答申後、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結し、行政不服審査法第41条の規定により、審理関係者に対しその旨を通知しなければならない。

なお、この手続については、行政不服審査法による審理員の手続が適用除外とされ、審理員意見書が作成されることはないため、同法第43条（行政不服審査会等への諮問）の手続きも適用されない。

【参考】

福岡市情報公開事務取扱要綱

第13 審査請求があった場合の取扱い

第21条関係（諮問をした旨の通知）

第21条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【解釈】

- 1 本条は、諮問庁が、審査請求人や行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。
- 2 第1号は、実施機関が通知しなければならない対象として審査請求人及び行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を掲げたものである。
- 3 第2号は、公開決定等に対して第三者が審査請求を提起している場合においては、公開請求者を実施機関の通知義務の対象として含める趣旨である。
- 4 第3号は、第16条第1項又は第2項の規定に基づき公開決定等について反対意見書を提出した第三者については、当該第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者を実施機関の通知義務の対象として含める趣旨である。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第11条 諮問をした旨の通知の方法

第22条関係（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【解釈】

- 1 本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定等に対する審査請求について、公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する裁決を行う場合、又は公開請求に係る公文書の一部若しくは全部を公開しない旨の決定を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該裁決に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者に訴訟提起の機会を確保するための手続を定めたものである。
- 2 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合は、当該公文書は全部又は一部が公開されることとなるが、その結果、当該第三者に関する情報が公開され、当該第三者に回復不能の損害を与える可能性も否定できないことから、このような場合には、当該第三者に訴訟を提起する機会を付与することが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。
そこで、第1号は、第16条第3項の規定を準用し、審査請求に対する裁決の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。
- 3 第2号は、公開決定等に対する審査請求の審査の結果、当該審査請求に係る公開決定等を変更し、当初の決定より公開する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合においては、参加人として当該審査請求手続に参加している第三者に訴訟提起の機会を確保することから、当該第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限り、第16条第3項の規定を準用し、審査請求に対する裁決の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置くこととしたものである。
- 4 審査請求に係る公開決定等を取り消すのみの裁決があった場合は、申請があった状態に戻るため原処分庁は改めて公開決定等を行わなければならないが、反対意見書が提出されている場合になお公開決定をしようとする際には当然に第16条第3項が適用される。

【運用】

- 1 公文書の公開決定に対する審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体に

は、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該公開決定に基づく公文書の公開の実施を停止する効力はないが、同条第2項又は第3項の規定により、処分取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が必要であると認めたときは、公文書の公開の実施を停止するものとする。

- 2 審査請求の提起自体には、当該公開決定に基づく公文書の公開の実施を停止する効力はないことを当該審査請求人への的確に教示するものとする。

【参考】

福岡市情報公開事務取扱要綱

第13 審査請求があった場合の取扱い

6 第三者からの審査請求

第2節 福岡市情報公開審査会（第23条—第27条）

第23条関係（設置等）

第23条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 情報公開制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

3 審査会は、前項の事務を行うほか、次に掲げる事項について、実施機関に対し、報告を求め、及び意見を述べることができる。

(1) 第36条に規定する情報公表施策に関すること。

(2) 第37条に規定する情報提供施策に関すること。

(3) 第41条に規定する公文書の管理に関すること。

【解釈】

1 本条は、この条例の適正な運用を図るため設置する審査会について定めたものである。

2 審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。

3 第2項は、審査会の所掌する事務の内容を定めており、情報公開制度の公正かつ民主的な運営を確保するため、審査会は、審査請求に関する審査機能のほか、情報公開制度の運営審議機関としての機能も併せ有する。

4 第2項第2号の「情報公開制度の運用に関する重要事項」とは、情報公開制度の運営上の基本的な事項の改善、情報公開の総合的な推進を図るため必要な事項等をいう。

5 第3項は、第2項の事務のほか、審査会が実施機関に対し、報告を求め、意見を述べることができる事項を定めたものである。

【運用】

1 第3項第1号及び第2号は、情報公開制度の総合的な推進を図る観点から、例えば、審査会が、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認めた情報について、実施機関に対し、積極的な公表又は提供を求めることなどを想定したものである。

- 2 第3項第3号は、公文書の管理の適正化を促進するとともに、本市の説明責任を果たすという観点から、例えば、公開請求に係る公文書が作成されていない場合や廃棄された場合において、当該不作成又は廃棄が適正でないと認められるときは、審査会が実施機関に対し、公文書の作成を要請することなどを想定したものである。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第14条 福岡市情報公開審査会の庶務

第24条関係（組織及び委員）

第24条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地方自治に関し学識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

【解釈】

- 1 本条は、審査会の委員の数、資格要件、任命、任期及び守秘義務について定めたものである。
- 2 第5項は、審査会には、第28条（審査会の調査権限）の規定により公開決定等に係る公文書を直接見分できるインカメラ審理の権限などが付与されているため、特別に守秘義務を課すものである。
「職務上知ることができた秘密」とは、審査会の委員が職務の遂行に関して知り得た秘密をいう。したがって、審査会の委員の職務と直接関係のない事項であっても、職務遂行に関連して知り得たものはこれに含まれるが、職務遂行とは全く無関係に知り得たものは含まれない。

第25条関係（会長）

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

【解釈】

- 1 本条は、審査会の会長及び会長職務代理者について定めたものである。
- 2 第3項の「事故があるとき」とは、在職しているが、職務を執り得ない場合をいい、「欠けたとき」とは、欠員となった場合をいう。

【運用】

会長の事故等は、その発生が予測できないため、会長職務代理者は、会長互選後に直ちに指名するものとする。

第26条関係（会議）

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の行う審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、審査会は、その範囲においてこれを公開することができる。

【解釈】

- 1 本条は、審査会の会議の招集権者、議長、定足数、議決の要件等に関して定めたものである。
- 2 第4項は、公文書の公開決定等の可否を審査するという審査会の性格から、審査請求についての調査審議の手続は原則として非公開とすることを定めたものであり、第38条（附属機関等の会議の公開）の特例規定である。
しかしながら、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、調査審議の手続は、第38条の原則に立ち戻って、公開することができるものである。
具体的には、口頭による意見陳述を行うに際して、審査請求人等が自らの意見陳述を公開して行うことを希望し、審査会が認める場合などである。

第27条関係（部会）

第27条 審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員の数は、3人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

【解釈】

- 1 本条は、審査会の迅速かつ機動的な運営を図るため、審査請求案件について、一部の委員で構成する部会に審議させることができる旨を定めたものである。
- 2 第1項の「審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させる」とは、部会において調査審議し、その結論をもって審査会の答申とすることができるという趣旨である。

第3節 審査会の調査審議の手続（第28条—第34条）

第28条関係（審査会の調査権限）

- 第28条** 審査会（前条第1項の規定により置かれた部会を含む。以下この条から第32条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。
- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【解釈】

- 1 本条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が行った公開決定等の妥当性を判断するために、当該公開決定等に係る公文書を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。
- 3 第2項は、公開決定等に係る公文書の提示を審査会から求められたときは、実施機関は、これに応じる義務があることを定めたものである。
- 4 第3項は、公開決定等に係る公文書の量が多く、複数の非公開情報が複雑に係る事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と認めるときに、実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成し、提出するよう求めることができることを定めたものである。
- 5 第4項は、第1項及び第3項に規定するほか、審査会が調査審議のために必要と認める書面の提出、意見の陳述、鑑定等の調査を行う権限を定めたものである。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第2条 審査請求の手続

第29条関係（意見の陳述）

- 第29条** 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

【解釈】

- 1 本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。
- 2 第1項は、審査会の審議は、書面を中心に行われるものであるが、審査請求人等に弁明、反論等の機会を保障することは、当事者の権利利益の保護に資するとともに、審査会の公正な判断にとって有用であるため、原則として審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を付与するものである。
なお、行政不服審査法第31条第1項に規定する口頭意見陳述の手続は、同条第2項により全ての審理関係人を招集して行うこととされているが、本条ではかかる手続はとられていない。審査請求人又は参加人は、同法第31条第1項により申立てを審査庁に行った場合は、審査庁が同条第2項の規定によって審理関係人全員を招集して口頭意見陳述の手続を行うこととなる。
- 3 審査請求人等には、実施機関も含まれる（第28条第4項）ため、実施機関も口頭での意見陳述を申し出ることができる。
- 4 審査請求人等は、参考人の意見陳述又は鑑定の実施について、審査会に対して申し立てることはできない。ただし、諮問庁は、必要と認めるときは、行政不服審査法第9条第3項で読み替える同法第34条の規定に基づき、自ら当該意見陳述又は鑑定を実施した上で、その結果を審査会に提出することが可能であるし、審査請求人及び参加人も審査庁に対して、同条に基づき申立てを行うことができる。
- 5 第1項ただし書の「その必要がないと認めるとき」とは、概ね次のような場合をいう。
 - (1) 審査会が審査請求人等の意見を全面的に認める意向であるとき。
 - (2) 同種の公文書に関する判断が先例として確立しており、その判断を見直す必要が認められないとき。
- 6 第2項の「補佐人」とは、行政不服審査法第31条に規定する補佐人と同義であり、自己の有する専門知識をもって、審査請求人又は参加人を援助することができる第三者をいう。
- 7 口頭意見陳述の際の補佐人は、許可制であり、審査会は、補佐人の出頭を許可する場合、合理的な範囲で、その人数を制限することができる。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第2条 審査請求の手続

第30条関係（意見書等の提出）

- 第30条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。

【解釈】

- 1 本条は、審査請求人等からの意見書又は資料の提出に関する手続を定めたものである。

- 2 第1項の「相当の期間」とは、意見書又は資料を準備するために、社会通念上必要と認められる期間をいう。
- 3 第2項は、審査請求人等は、第32条（提出意見書等の閲覧等）の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧等を求めることができるが、意見書又は資料が提出されたかどうかは他の審査請求人等には分からないため、意見書又は資料が提出されたときは、審査会は他の審査請求人等にその内容を通知することを定めたものである。
- 4 通知する内容は、少なくとも当該意見書又は資料に記載されている事項の概略が分かる程度で、かつ、第三者の利益を害するおそれ等がないように配慮する必要がある。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第2条 審査請求の手続

第31条関係（委員による調査手続）

第31条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第28条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第29条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【解釈】

本条は、審査会の調査手続の効率化を図るため、審査会が必要があると認めるときは、その指名する委員により、調査手続を進めることができる旨を定めたものである。

第32条関係（提出意見書等の閲覧等）

第32条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項に規定する閲覧又は複写について、これを実施する日時及び場所を指定することができる。

【解釈】

- 1 本条は、審査請求人等の十分な弁明、反論等の機会を保障するため、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を審査請求人等が請求できることを定めたものである。
- 2 「資料」には、第28条第1項の公開決定等に係る公文書は含まれない。
- 3 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書又は資料の閲覧又は複写を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあるときをいう。
- 4 「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、審査会に提出された意見書又は資

料に、公にすると行政運営上著しい支障を生じるおそれがある情報が記録されている場合等をいう。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第5条 提出意見書等の閲覧等

第33条関係（答申書の送付等）

第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【解釈】

- 1 本条は、審査会に対し、審査会の答申内容が審査請求人や参加人へ確実に伝わることを担保するため、審査請求人及び参加人に答申書の写しを送付すること、及び説明責任を果たす観点から、答申内容を公表することを義務付けるものである。
- 2 「答申の内容」とは、答申書に記載されているすべての事項ではなく、審査請求人や参加人の氏名、住所など公表することが適当でないと認められる部分を除いたものをいう。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第6条 答申の公表

第34条関係（委任）

第34条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

【解釈】

本条は、審査会の組織及び運営に関する細目を定める権限を審査会に付与したものである。

【参考】

福岡市情報公開審査会運営要領

第1条 趣旨

第3条 会議の公開

第4条 議事録

第4章 情報公開の総合的な推進（第35条—第40条）

第35条関係（市の責務）

第35条 市は、第2章に定める公文書の公開のほか、その保有する情報の公表及び提供に関する施策の拡充を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得ることができるよう、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

【解釈】

- 1 本条は、情報公開の総合的な推進に関する市の基本的な責務について定めたものである。
- 2 第2章に定める公文書の公開制度は、第1条の運用に記載のとおり、制度上の限界がある。そこで、本条は、公文書の公開制度のほか、市民からの公開請求を待つことなく、市政に関する情報を積極的に公表し、又は提供する施策の拡充を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。
- 3 「情報の公表」とは、法令等（この条例を含む。）の定めるところにより、義務的に特定の情報を広く市民に公表することをいう。
- 4 「情報の提供」とは、市民からの請求の有無にかかわらず、市が保有する情報を自主的・任意的に市民に提供することをいう。

【運用】

- 1 公表し、又は提供する情報は、実施機関が保有する市政に関する情報一般であり、文書、図画、写真及びフィルムに記録された情報のほか、すべての電磁的記録を含むものである。
- 2 この条例の目的である「市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにする」ためには、公文書の公開制度と情報の公表・提供施策が相互に補完し合いながら機能するよう適切に運用していく必要がある。

【参考】

福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱

第8条 情報の内容の充実

第36条関係（情報公表施策）

第36条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表に関する制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るよう努めるものとする。

2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画
- (2) 前号の情報に係る中間段階における案
- (3) 市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報
- (4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の答申、報告書、議事録、会議資料等
- (5) 実施機関が同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した情報で

あって、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認められるもの

(6) その他実施機関が定める市政に関する情報

- 3 実施機関は、前項第2号の情報を公表する場合には、広く市民の意見等を求め、当該意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表するよう努めなければならない。
- 4 前2項の規定による公表の方法は、実施機関が定める。

【解釈】

- 1 本条は、情報公表制度の導入を含めた情報公表施策の拡充に関する実施機関の責務について定めたものである。
- 2 第1項は、法令等によって義務付けられた情報公表制度において、公表する情報をより正確で分かりやすい十分なものとするよう内容の充実を図るとともに、公表の方法について、市民が利用しやすいよう整備していくことを明らかにしたものである。
- 3 第2項は、実施機関が自主的に公表する義務があることとする情報について列挙したものである。行政が情報を提供するかどうかを任意に判断し、政策の執行に資する情報を提供するのみではなく、条例において公表を義務とする制度を導入することにより、情報の提供に係る行政の判断についての任意性や目的についての手段性を排除する趣旨である。
- 4 公表する対象は、情報の内容であって、当該情報が記録された文書等の媒体ではない。
- 5 第2項各号の情報が非公開情報に該当するときは、これを公表しない。情報の一部について、条例上非公開とすることが妥当と判断されるときは、その部分を対象外とするが、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないときは、全体を公表しないことも可能である（第8条の解釈を参照）。
- 6 第2項第4号の「附属機関又はこれに類するもの」とは、福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成13年3月30日市長決裁。以下「附属機関等要綱」という。）第2条第1項に規定する附属機関及び同条第2項に規定する協議会等と同義である。
- 7 第2項第5号の情報は、同一の公文書について、複数の者から繰り返し公開請求がある場合等で、当該公文書を積極的に公表することが、市民の便宜にもなり、又は行政運営の効率化に資するものをいう。
- 8 第3項は、「市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画に係る中間段階における案」を公表する場合には、いわゆるパブリック・コメント（市民意見提出）手続を実施すべき責務を定めたものである。当該手続の実施に関し必要な事項については、別に定める要綱による。

【参考】

福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱

- 第2条 市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報
- 第3条 その他実施機関が定める市政に関する情報
- 第4条 公表の方法
- 第5条 公表する期間
- 第6条 公表する情報の一覧

福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

第2条 定義

第37条関係（情報提供施策）

第37条 実施機関は、その有する広報手段を充実させ、及び広報媒体を積極的に活用するとともに、市民の福祉の増進に資する情報その他市政に関し市民に説明する市の責務を全うするために必要な情報を市民へ提供するように努めるものとする。

【解釈】

- 1 本条は、情報提供施策の拡充に関する実施機関の責務について定めたものである。
- 2 実施機関は、従来から、所管する事務事業を円滑に執行するため、自主的に、又は市民からの求めに応じて、必要な情報を市民に提供してきたところであるが、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策の一層の拡充に努めるものとする。
- 3 「広報手段を充実させ、及び広報媒体を積極的に活用する」とは、自主的な広報活動その他の情報提供施策の充実、インターネット等の活用による提供手段の改善、報道機関への積極的な情報提供等に努めることである。
- 4 実施機関は、「市政に関し市民に説明する市の責務を全うするために必要な情報」として、保健福祉、環境、消費者保護等の市民生活と密接な関係がある情報について、市民のニーズを的確に把握しながら、適切な時期に、適切な方法で提供していく責務がある。

【参考】

福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱

第7条 情報提供施策の推進

第38条関係（附属機関等の会議の公開）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

【解釈】

- 1 本条は、附属機関等の会議の原則公開について定めたものである。
- 2 行政の政策形成過程における附属機関等の機能に鑑み、会議の公正な運営を図るとともに、市民の市政への参加の機会を拡充し、この条例の目的である「公正で開かれた市政の推進」に資するため、附属機関等の会議は、原則としてこれを公開することとしたものである。
- 3 次の会議については、本条の対象とはならない。
 - (1) 執行機関として置かれる教育委員会等の行政委員会及び監査委員の会議
 - (2) 法令又は条例の規定により会議を公開しないこととされているもの
- 4 「附属機関等」の範囲については、第36条第2項第4号の解釈を参照。

- 5 本条ただし書は、次のような場合に限って例外的に適用されるものである。
- (1) 会議における審議事項が、非公開情報に該当するものであるとき。
 - (2) 非公開情報に該当する事項について審議を行うものではないが、審議事項の具体的内容に照らして、会議を公開することにより、審議妨害や委員に対する圧力等により公正な審議が害され、又は当該会議が混乱する等適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき。

【運用】

- 1 附属機関等の運営については、附属機関等要綱第7条に定めがあり、会議の開催状況（公開・非公開の別を含む。）については、事前に公表することとなっている（同条第2号）。公表の方法については、福岡市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領（平成14年6月20日制定）に定めるところによる。
- 2 会議における審議事項の一部が非公開情報に該当する等の場合には、当該審議に際して一時的に傍聴者の退席を求める等により、会議の一部のみを非公開とし、その他の審議については会議を公開することとなる。
- 3 会議を非公開とすることと当該会議の議事録、資料等の公開とは性質を異にするものであり、当該議事録、資料等の公開請求又は公表に係る公開・非公開の決定については、記録されている情報が非公開情報に該当するか否かを個別具体的に判断することとなる。

【参考】

福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

第7条 附属機関等の運営

福岡市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領

第2条 会議の開催の公表の方法

第3条 公表の方法の特例

第39条関係（出資法人等の情報公開）

- 第39条** 市が出資している法人（地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社を除く。）、市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、その経営状況等に関する情報その他のその保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等に対し、その保有する情報の公開を推進するために必要な助言、指導等を行うとともに、法令等の規定に基づき、出資法人等の保有する文書を積極的に収集するよう努めるものとする。
 - 3 実施機関は、出資法人等に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる。
 - 4 実施機関及び出資法人等は、前項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項に

ついて定める協定を締結するよう努めるものとする。

【解釈】

- 1 出資法人等は、本市とは別の独立した法人であり、条例上の実施機関とすることは困難であるが、本市が出資や財政的援助を行っていることから、市民に対する説明責任を果たす必要がある。そこで、本条は、出資法人等の情報公開を推進するため、実施機関及び出資法人等の責務を定めたものである。
- 2 第1項は、出資法人等がその経営状況等に関する情報その他のその保有する情報の公開に関し必要な措置を自ら講じるよう努める責務について定めたものである。
- 3 第2項は、実施機関の責務として、①出資法人等に対して情報公開の推進のために必要な助言、指導等を行い、及び②法令等の規定に基づき出資法人等の保有する文書を積極的に収集するよう努めることを定めたものである。
- 4 第3項は、出資法人等に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を実施機関が保有していないときは、実施機関は当該出資法人等に対して当該文書の提出を求め、当該求めに応じて出資法人等から提出された文書を公開決定等を行うことができる旨を定めたものである。
- 5 第4項は、実施機関及び出資法人等に対し、第3項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、実施機関が提出を求め、出資法人等がこれに応じるべき文書の範囲その他必要な事項について定める協定を締結する努力義務を定めたものである。
- 6 出資法人等から実施機関に提出された文書は、実施機関の職員が職務上取得した組織共用文書に該当し、当該文書を提出した出資法人等は第16条の「第三者」に該当する（ただし、地方三公社は除く。）。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第12条 出資法人等

第13条 情報公開協定書

福岡市情報公開事務取扱要綱

第11 出資法人等に係る公開請求があった場合の取扱い

出資法人等の情報公開協定に係る書式について

第1 出資法人等の区分

第2 情報公開協定に係る書式

福岡市実行委員会等の情報公開制度要綱

第1条 目的

第2条 定義

第3条 文書の公開の申出

第40条関係（地方公共団体の組合への協力要請）

第40条 実施機関は、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）に対し、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。

【解釈】

- 1 本条は、本市が加入する地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）に対する実施機関の責務を定めたものである。
- 2 地方公共団体の組合の事務事業は、本来、当該組合を構成している各地方公共団体が行うことができるものであり、また、その事業の経費は当該組合を構成している各地方公共団体の負担によって支えられている点に鑑みると、地方公共団体の組合の行う事務事業に関しても情報公開を推進する必要がある。しかしながら、地方公共団体の組合は、地方自治法上の特別地方公共団体として条例制定権を有するなど、本市とは独立した存在であり、地方公共団体の組合の情報公開は、当該組合が自ら情報公開条例を制定すること等により推進されることが原則である。そこで、それまでの間、本市が加入する地方公共団体の組合に対し、条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するよう協力を要請することとしたものである。
- 3 「保有する情報を公開するよう協力を要請する」とは、例えば、地方公共団体の組合に関する情報について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る情報を保有していないときは、当該地方公共団体の組合に対し、当該情報が記録されている文書等を提出するよう求めること等をいう。

第5章 補則（第41条—第45条）

第41条関係（公文書の管理）

第41条 実施機関は、この条例の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則その他の規程で定め、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。

【解釈】

本条は、情報公開制度が適切かつ円滑に運営される前提として、公開請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要であることから、実施機関は、規則等で公文書の管理に関する定めを設け、公文書を適正に管理する責務がある旨を定めたものである。

第42条関係（公開請求に関する情報の提供等）

第42条 実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、その保有する公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するほか、当該公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

【解釈】

公文書公開制度を利用する市民は、一般に行政実務に通じていないことから、自己が知りたいと望む情報が記録された公文書を的確に特定することは困難な場合が多い。本条は、利用者の利便性の向上を図る観点から、実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、これを公表するとともに、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供し、又は公開請求があったときは公開請求者と連絡を取り合い、当該公開請求の趣旨を十分に確認するなど、その利便を考慮した適切な措置を講じる責務を定めたものである。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第15条 公文書の検索に必要な資料

福岡市情報公開事務取扱要綱

第14 公文書の検索資料の作成等

第43条関係（運用状況の公表）

第43条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表するものとする。

【解釈】

本条は、情報公開制度の実施状況を把握し、今後の適正な運用を図るとともに、一般にこれを公表し、制度全体の健全な発展を推進するため、条例の運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものである。

【運用】

市長は、毎年1回、公開請求の件数及びその処理状況、審査請求の状況及びその処理状況、出資法人等の情報公開に関する状況などについての実施状況を取りまとめ、福岡市ホームページに掲載すること等によって公表するものとする。

【参考】

福岡市情報公開条例施行規則

第16条 運用状況の公表の方法

福岡市情報公開事務取扱要綱

第15 条例の運用状況の公表

第44条関係（委任）

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解釈】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項は、市長が定める規則により定めることとしたものである。

第45条関係（罰則）

第45条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【解釈】

本条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。
情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、第24条第5項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附則関係

附 則（平成14年 3月28日条例第 3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 7月 1日から施行する。
（議長等が行う公文書の公開に関する経過措置）
- 2 実施機関のうち、議長、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社（以下「議長等」という。）に関しては、この条例中公文書の公開に関する規定は、議長等が保有している公文書のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議長等の職員が作成し、又は取得したものについて適用する。
（その他の経過措置）
- 3 この条例の施行の際、現にされているこの条例による改正前の福岡市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定による公文書の公開の請求は、この条例第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第11条に規定する行政不服審査法の規定による不服申立ては、この条例第20条第 1 項の不服申立てとみなす。
- 5 前 2 項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 6 旧条例第12条第 1 項の規定により置かれた福岡市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、施行日において、この条例第23条第 1 項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員に任命されている者は、施行日において、この条例第24条第 2 項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成14年 9月30日までとする。
（福岡市個人情報保護条例の一部改正）
- 8 ー省略ー
（福岡市職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）
- 9 ー省略ー

附 則（平成 15 年 3 月 13 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 23 日条例第 102 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
（公開決定等の期限に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に議長、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社に対してされている公開請求に対して公開決定等をする期限については、この条例による改正後の福岡市情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の成立の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に市長がした行為及び福岡市情報公開条例の規定により市長に対してなされた行為のうち、法人が市長から承継した公文書に係るものは、同条例の規定により法人がした行為及び対してなされた行為とみなす。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 40 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

注：法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例第 1 条（福岡市情報公開条例の一部改正）による一部改正

附 則（平成28年 3 月28日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月29日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、福岡市土地開発公社（以下「公社」という。）の解散の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に福岡市情報公開条例又は福岡市個人情報保護条例の規定により公社がした行為及び公社に対してなされた行為のうち、市長が公社から継承した公文書に係るものは、これらの条例の規定により市長がした行為及び市長に対してなされた行為とみなす。

【解釈】

附 則（平成 14 年 3 月 28 日条例第 3 号関係）

- 1 第 1 項は、この条例の施行期日について定めたものである。
- 2 第 2 項から第 7 項までは、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 第 2 項は、この条例により新たに実施機関となる議長等については、施行日以後に議長等の職員が作成し、又は取得した公文書についてこの条例中の公文書の公開に関

する規定を適用することとした。

議長等以外の実施機関については、この条例中の公文書の公開に関する規定に関して、適用対象となる公文書を限定していないため、施行日前に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等についても、当該実施機関において、施行日以降に組織的に用いるものとして保有していれば、公開請求の対象となる。

なお、議長の保有する会計上の書類（契約書などの支出負担行為書、請求書、支出命令書等）については、議会事務局の職員が市長の補助執行者として作成し、又は取得したものとして旧条例において公開請求の対象とされていたこと、及びこの条例第39条第1項の出資法人等のうち、市監理法人については、この条例の施行日前の会計上の書類が情報公開協定の対象文書となることに鑑み、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社においても、会計上の書類については、施行日前に作成し、又は取得したものであっても、任意に公開請求に応じるよう努めるものとする。

- 4 第3項は、この条例の施行の際、現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求であって、公開決定等がなされていないものについては、この条例第6条第1項の規定による公開請求とみなし、公開決定等を行う趣旨である。
- 5 第4項は、この条例の施行の際、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立手続については、この条例第20条第1項の不服申立てとみなし、不服申立手続を進める趣旨である。なお、公開決定等の妥当性については、旧条例の規定により審査を行う。

附 則（平成15年3月13日条例第33号）関係

日本郵政公社法の制定に伴い、同公社の役員及び職員が国家公務員の身分を保有することになるため、非公開とする個人情報から除外される国家公務員に係る規定について改正（同公社を追加）したもの。

附 則（平成16年3月29日条例第4号）関係

地方独立行政法人法の施行に伴い、地方独立行政法人に関する情報の取り扱いについて、関係規定の追加、改正をしたもの。

附 則（平成17年6月23日条例第102号）関係

次の内容について改正したもの。

- ①情報公開審査会の会議の公開について特例的に公開することができる規定を追加。
- ②情報公開審査会委員の守秘義務違反に係る罰則を規定。
- ③議会・公社に係る公開決定等期限の特例を撤廃。
- ④非公開情報のうち、個人情報、生命等保護情報及び行政運営情報についての規定の整備。

附 則（平成20年3月27日条例第25号）関係

日本郵政公社法の廃止に伴い、同公社の役員及び職員が国家公務員の身分を失うことになるため、非公開とする個人情報から除外される国家公務員に係る規定について改正（同公社を削除）したもの。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）関係

福岡市立こども病院・感染症センター及び福岡市民病院の地方独立行政法人福岡市立病院機構への移行に当たり、条例第2条第1号の実施機関に係る規定について改正（同法人を追加）したものの。

附 則（平成24年3月29日条例第40号）関係

地方自治法の改正に伴い、全部事務組合及び役場事務組合に関する規定が削除されたため、関係規定について改正したものの。

附 則（平成28年3月28日条例第7号）関係

行政不服審査法の全部改正の趣旨に鑑み、公開決定等に係る審査請求について、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する規定を追加するとともに、不服申立てが「審査請求」に一元化されたことによる条文等の規定について改正したものの。

また、独立行政法人通則法の改正に伴い、引用規定の改正をしたものの。

附 則（令和3年3月29日条例第2号）関係

令和3年3月31日をもって福岡市土地開発公社が解散となることに伴い、条例第2条第1号の実施機関に係る規定について改正（同公社を削除）したものの。